

条 例

議会の議決を経た「千曲市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和7年6月30日

千曲市長

い、川 修 一

千曲市条例第22号

千曲市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

千曲市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年千曲市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「指定」を「選定及び指定」に改め、同条第 1 項中「し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない」を「するものとする」に改め、同条中第 2 項を第 5 項とし、第 1 項の次に次の 3 項を加える。

- 2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、千曲市公の施設の指定管理選定委員会に諮らなければならない。
- 3 市長は、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の規定による選定事業者を指定管理者の候補者として選定することができる。
- 4 市長は、前 3 項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て当該候補者を指定管理者に指定しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。